南相馬市一円融合の地域活性化条例施行規則 (素案)

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市一円融合の地域活性化条例(令和 年南相馬市条 例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(行政区の届出)

- 第2条 条例第2条第4号に規定する行政区の代表者は、行政区届出書(様式第 1号)により、市長に届出るものとする。
- 2 前項により届出した内容に変更が生じたときは、行政区変更届出書(様式第 2号)により、速やかに市長に届出なければならない。

(行政区台帳の管理及び活用)

- 第3条 市長は、前条の規定による届出により、行政区台帳(以下「台帳」という。(様式第3号))を調製し、台帳は地域振興課で管理する。
- 2 市長は、市民の行政区の加入及び参加、市政運営に台帳を活用するものとする。

(名簿の提供)

- 第4条 条例第9条の規定により名簿の提供を受けようとする行政区の代表者は、市長に行政区名簿提供申出書(様式第4号)に行政区が定める個人情報の保護に関する規程等を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申出書の提出があった場合は、これを審査し、適 正な管理ができ、かつ相当と認められるときは、住民基本台帳の閲覧台帳に基 づく対象者名簿を提供するものとする。
- 3 市長は、行政区に名簿を提供するときは、行政区提供名簿管理台帳(様式第 5号)により管理しなければならない。

(名簿の範囲)

- 第5条 前条により、行政区の代表者に提供する名簿の範囲は、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)に登録されている行政区内の住民の情報であっ て、原則世帯主の情報で次に掲げる範囲とする。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 性別
 - (4) 年齢(名簿の提供において、必要と認められる場合に限る)

(名簿管理者及び名簿閲覧者の届出)

- 第6条 名簿の提供を受ける行政区の代表者は、市長に対し、提供を受けた名簿 を管理する者(以下「名簿管理者」という。)及びその名簿を閲覧する者(以 下「名簿閲覧者」という。)を届出なければならない。
- 2 前項による届出は、名簿管理者及び名簿閲覧者届出書(様式第6号)により

行うものとする。

- 3 名簿管理者は、行政区の代表者とする。
- 4 名簿閲覧者は、行政区の組織構成員でかつ災害時に避難支援及び被災状況確認等の行政区活動を行う者とする。
- 5 名簿閲覧者の人数は、前項の活動の範囲において、市長が必要と認める範囲 の人数とする。

(名簿管理者及び名簿閲覧者の変更)

- 第7条 行政区の代表者は、名簿管理者及び名簿閲覧者の変更をするときは、名 簿管理者及び名簿閲覧者変更届(様式第7号)を市長に届出なければならない。 (名簿の閲覧)
- 第8条 名簿閲覧者による名簿の閲覧は、名簿管理者の許可を受け、名簿管理者の管理の下で閲覧させることができる。

(名簿の管理)

第9条 名簿管理者は、市から提供を受けた名簿を施錠管理が可能な場所で保 管管理しなければならない。

(名簿利用及び提供の制限)

第10条 名簿管理者、名簿閲覧者及び提供を受けた名簿情報に基づき活動を 行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、名簿の提供を受けた目的以外の 目的のため名簿を管理、閲覧し、名簿を自ら利用し、又は第三者にこれを提供 してはならない。

(事故報告)

第11条 行政区の代表者は、市から提供を受けた名簿が火災及び自然災害の滅失、または盗難等による紛失、漏洩が発生したときは、速やかに市長に報告し、事故報告書を提出しなければならい。

(名簿の返却)

第12条 名簿の提供を受けた行政区の代表者は、名簿の提供を受けた目的を 達成したときは、速やかに市長に名簿を返却しなければならない。

(秘密保守義務)

第13条 名簿管理者等は、名簿の提供及びその情報を受ける身分を失った場合においても、当該個人に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(名簿提供の公表)

第14条 市長は、行政区の代表者に名簿の提供をしたときは、その内容を市のホームページにより、その内容を公表しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。 附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

行政区届出書

南相馬市長

(代表者)

住 所

氏 名

電話番号

印

1 行政区の名称

行政区

2 所 在 地

3 設立年月日

年 月 日

4 隣 組 数

組

5 加入世带数

世帯

6 1世帯あたりの年会費

円

7 個人情報保護のための規程

有 ・ 無

- 8 添付資料
 - (1) 規約(会則)
 - (2) 総会資料等
 - (3)役員名簿
 - (4) 位置図

自治会加入関する問合せが市にあった場合、上記項目	代表者	可
(代表者)の氏名、電話番号を相手に伝えること	連絡先	可

行政区変更届出書

南相馬市長

行政区名

代表者名

印

年 月 日付で、下記のとおり(代表者・役員・隣組数・年会費・規約) が変更になりました。

記

変更事項	氏名	住 所	電話番号		
代表者					
所在地					
役員	(新)役員名簿を添付				
隣組数	組				
年会費	円				
規約	(新)規約を添付	個人情報保護 のための規程	有 · 無		

※変更のある変更事項に○を付けて記入する。

自治会加入関する問合せが市にあった場合、上記項目	代表者	可
(代表者)の氏名、電話番号を相手に伝えること	連絡先	可

行政区台帳

設立年月日		年	月	日	
届出(変更) 提出年月日		年	月	日	
行政区名	(区)			行政区
所在地					
	役職名		氏名		
代表者					
1\衣有	住所				電話番号
役員					
(役職・氏名)					
隣組数					組
世帯数					人
年会費					円
個人情報 保護規程			有	• 無	
備考	1				

南相馬市長

行政区名

代表者氏名

印

行政区名簿提供申出書

南相馬市一円融合の地域活性化条例施行規則第4条第1項に基づき、下記の とおり対象者名簿の提供を申し出ます。

記

行政区名						行政区	
条例第9条 に基づく情 報提供区分	(1) 災害時において避難支援を行うために必要な市民情報 (2) 災害時において被害者及び避難状況を確認するための 市民情報						
対象者名簿 の使用期間	年	月	日~	年	月	日	
	種類	□氏名 □住所		□年齢 □性別			
対象者名簿に記載する情報	抽出条件						
管理者、閲覧 者及び保管 場 所	別紙「	名簿管理	者及び名簿	閲覧者届日	出書」	のとおり)
備 考							

行政区提供名簿管理台帳

管理番号			
行政区名	•		
申請年月日	年	月	日
名 簿 提 供 年 月 日	年	月	日
名 簿 返 却 年 月 日	年	月	Ħ
名簿管理者			
名簿保管場 所			
名簿閲覧者			
条例第9条 に基づく情 報提供区分			のに必要な市民情報 況を確認するための市
個人情報保護規程		有	
備考			

南相馬市長

行政区名

代表者氏名

印

名簿管理者及び名簿閲覧者届出書

名簿管理者及び名簿閲覧者について、南相馬市一円融合の地域活性化条例施 行規則第6条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

名簿管理者氏名		名簿保管場所				
名簿	名簿閲覧者					
1	住所	氏名				
2	住所	氏名				
3	住所	氏名				
4	住所	氏名				
5	住所	氏名				
6	住所	氏名				
7	住所	氏名				
8	住所	氏名				
9	住所	氏名				
10	住所	氏名				

用紙が不足する場合は、別紙としてください。

南相馬市長

行政区名

代表者氏名

印

名簿管理者及び名簿閲覧者変更届

名簿管理者及び名簿閲覧者の変更について、南相馬市一円融合の地域活性化 条例施行規則第7条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

【変更前】

名簿管理者氏名		名簿保管場所		
名簿閲覧	者			
住所		氏名		
住所		氏名		
住所		氏名		

【変更後】

名簿管理者氏名		名簿保管場所			
名簿閲覧者					
住所		氏名			
住所		氏名			
住所		氏名			